

職業紹介事業 各種手続提出書類一覧表

項目 書類 (提出部数 正本=1 副本=2)	許可有効期間更新(個人)	許可有効期間更新(法人)	届出制手数料届出(変更を含む)	取扱職種範囲の届出(変更を含む)	事業所における事業の廃止	事業所における事業の開始(新設)	変更		届出		兼業の変更	職業紹介責任者の氏名・住所	職業紹介責任者	職業紹介事業許可証再交付	職業紹介事業報告
							代表者の氏名のみ(法人)	代表者の住所(法人)	事業所の名称	事業所の所在地					
提出期限	30日前迄	30日前迄	事前に				10日以内 (登記事項証明書の添付が必要な場合は、30日以内)				30日以内	速やかに	4月中		
提出部数	正本1部・副本2部(添付書類は正本1部・副本1部)														
提出書類	○	○													
職業紹介事業許可有効期間更新申請書【様式第1号】	○	○													
職業紹介事業計画書【様式第2号】	○	○													
届出制手数料届出書・変更届出書(有料紹介)【様式第3号】			○												
職業紹介事業変更届出書【様式第6号】				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書【様式第6号】							○	○			○	○			
職業紹介事業許可証再交付申請書【様式第6号】															○
職業紹介事業取扱職種範囲等届出書【様式第6号】				○											
職業紹介事業廃止届【様式第7号】						○									
職業紹介事業報告書【様式第8号】						○	○								○
添付書類	▲	▲						○	○				○		
定款(写)又は寄付行為(写)								○	○						
法人の登記事項証明書								○	○	○	○	○	■		
代表者の住民票・履歴書(*1)								○	○	○	○	○	○		
役員(代表者を除く)の住民票・履歴書(*1)												○	○		
紹介責任者の住民票・履歴書(*1)						○							○	○	
職業紹介責任者講習会受講証明書の写し(*2)	○	○			○								○		
最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書 株主資本等変動計算書	○	○			☆										
法人税の納税申告書の写し【別表1(1)】・【別表4】(*3)	○	○			☆										
法人税の納税証明書【その2 所得金額用】	○	○			☆										
最近の納税期における所得税の納税申告書の写し		○			☆										
所得税の納税証明書		○			☆										
所得税青色申告決算書(貸借対照表・損益計算書)(*3) (青色申告の場合)		○			☆										
預貯金の残高証明書(納税期末のもの)		●			☆										
不動産登記事項証明書及び不動産評価額証明書		●			☆										
建物の登記事項証明書(申請者が所有する場合)					○								○		
建物の賃貸借(使用貸借)契約書の写し(他人が所有する場合)					○										
届出制手数料に係る手数料表			○		△										
業務運営規程			▲		○										
個人情報適正管理規程					○										
現に受けている許可証の写し	○	○													
手数料管理簿の写し(有料紹介)(*4)															○
確認資料	○	○			○			○	○				○		
事業内容の確認できる書類(*5)	○	○			○			○	○				○		
建物レイアウト図					○								○		
手数料:印紙【18,000円×事業所数】(有料紹介)	○	○													
許可証の返納(*6)	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	

- (*1) 履歴書には、氏名・生年月日・現住所・職歴・役員への就任解任の状況・賞罰について記載し、また、職歴に空白期間がある場合は、その状況を記載すること。なお、写真貼付不要。本人自筆の場合以外は、私印を押印すること。
 - (*2) 有効期間更新申請・届出日前5年以内に受講が確認できるもの。
 - (*3) 税務署に提出した受付印のあるもの。(電子申請の場合は、メール詳細)
 - (*4) 労災保険第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収した場合
 - (*5) 兼務先の役員(代表者含む)・職業紹介責任者が兼業している場合に提出が必要なもの。(例:定款・登記事項証明書・ホームページ・会社のリーフレット等)
 - (*6) 事業主の名称変更の場合は、許可条件通知書も返納が必要となります。
- △ 届出制手数料にする場合に提出が必要なもの。
 ▲ 既に提出されているものに変更があった場合に提出が必要なもの。
 ■ 当該書類に変更が加えられた場合に提出が必要なもの。
 □ 代表者の住所に変更があった場合に提出が必要なもの。
 ◆ 役員(代表者を除く)の住所に変更があった場合に提出が必要なもの。
 ● 個人における基準資産額を満たさない場合に提出が必要なもの。(青色申告以外の場合)
 ☆ 許可条件通知書に記載されている事業所数を上回る数の新設を行う場合。
- 有効期間の更新申請、変更(新設含む)の届出をする労働者派遣事業主、又は同時に労働者派遣事業の許可を受けようとする事業主の場合、同一の内容に限り、添付書類の省略ができます。